

管理運営状況の評価結果

岐阜市柳津地区学習等供用施設（宮下コミュニティ会館）は、指定管理者に選定された団体が施設の管理運営を行っています。

制度導入後の平成18年度上半期の管理運営について、協定内容の要求水準どおりに実施されているかを、事業報告書、実地調査などにより、下記のとおり評価しました。

施設名	岐阜市柳津地区学習等供用施設（宮下コミュニティ会館）
所在地	岐阜市柳津町下佐波4丁目37番地
指定管理者	宮下コミュニティ会館管理運営委員会 代表者 委員長 名和 勉 住所 岐阜市柳津町下佐波2丁目64番地
評価基準等	<p>岐阜市柳津地区学習等供用施設（宮下コミュニティ会館）の評価にあたっては、岐阜市柳津地域振興事務所が評価し、岐阜市市民参画部指定管理者選定委員会に報告し意見聴取しました。</p> <p>評価方法は、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者による自己評価、利用者からの意見や指定管理者のヒヤリングにより把握しました。</p> <p>そして、指定管理者の審査・選定に用いた選定基準等に示された具体的な業務の履行状況や利用者からの要望や苦情の有無などについて、項目ごとに下記の「評価基準」、別表「評価表」により評価を行った上で総合評価を行いました。</p> <p>■評価基準</p> <p>S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている ※協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が優れている場合など</p> <p>A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好（100%） ※協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が良好な場合など</p> <p>B：「協定内容あるいは要求水準等」に対して概ね良好（概ね90%以上） ※協定内容どおり業務を履行しているが、利用者満足度が概ね良好な場合など</p> <p>C：「協定内容あるいは要求水準等」に対して下回る（概ね60%以上） ※協定内容の業務に一部不履行がある場合など</p> <p>D：「協定内容あるいは要求水準等」に対して顕著に下回る（未着手含む） ※協定内容の業務に相当不履行がある場合など</p>
担当部室 (問合せ先)	岐阜市柳津地域振興事務所地域振興総室 TEL：058-387-0111 内線207 E-mail： yana-so@city.gifu.gifu.jp

■ 評価表

区分	評価基準	評価項目	具体的な業務要求水準	評価
公平性 透明性	住民の平等利用が確保されること	平等な利用の確保	使用申請受付台帳の整理がされているか。	A
		情報公開、個人情報保護	情報公開は適切に行われているか。また、個人情報保護について徹底されているか。	A
効果性	施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	施設等の適切な維持管理	常に施設の清掃、点検を実施し、利用者に使用しやすい施設の環境を整えているか。	A
効率性	管理経費の縮減が図られるものであること	指定管理経費の妥当性	収支計画との妥当性はどうか。	A
		管理経費縮減の具体的方策	施設の設置目的の範囲内で経費の削減に努めているか。	A
安定性 安全性	管理運営の安全管理体制は整っていること	施設管理を行っていく上での方針と具体策	運営組織が確立され、地域に密着した運営となっているか。また、緊急時対策は整備されているか。	B

■ 総合評価

指定管理者は、自治会をはじめ子供会、老人会、小・中PTAの地区代表など幅広い地域住民で構成されており、「自分たちの地域のことは地域で」という住民自治思想の高揚と設置目的である「地域住民の連帯意識を高め、学習、保育、休養及び集会の用に供し健康で文化的な近隣社会の構築とその発展」に寄与している。

また、指定管理者は、前述のとおり地域住民による構成団体であり、施設管理を生業としているものではなかったが、利用者が利用しやすい運営方法の改善、施設の適正な維持管理に日々努めており評価できる。

管理経費については、事業計画書に基づき極力抑制されており、適正に執行されている。市の直営の場合と比して、特に人件費面については地域住民による構成団体というメリットが大きく寄与しており評価できる。

■ 岐阜市市民参画部指定管理者選定委員会の意見

地域住民に密着した施設として、住民主体の管理・運営体制が定着し、設置目的が適切に達成されつつあると認められる。